３枚目

21　無線局の区別		
22　空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。	
23　全伝送区間の距離（km）		
24　附属装置	コード	補足事項
25　その他の工事設計	□電波法第３章に規定する条件に合致する。	
26　添付図面	□無線設備系統図	
27　同報子局の数		
28　屋外受信設備の台数		
29　戸別受信機数		
30　備考		

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）